

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条  
第一項の規定により、生駒市長から次のとおり公共測量を実施することについて通知が  
ありました。

令和五年九月十五日

奈良県知事 山下 真

- 一 測量の目的 公共測量（航空写真測量、写真地図作成及び数値地形図データ更新）
- 二 測量の地域 生駒市全域
- 三 測量の期間 令和五年九月一日から令和六年三月二十九日まで